

# ①-1 秘密保全是万全ですか

## 秘密保全の必要性

(なぜ秘密保全是必要か)

【防衛省・自衛隊における秘密】

省 秘

防衛秘密

特別防衛秘密

上記3つに該当しなくても「非公知性」と「秘匿の必要性」の2要素を具備すれば、「職務上知ることのできた秘密」に該当することもあり得る → 「取扱い上注意を要する文書等」なども適正な管理が必要

【例】

注 意

部内限り

【秘密保全の必要性】

- 国の安全又は利益の確保
- 他国との情報共有、信頼関係の維持

秘密保全是必要不可欠

## 典型的な違反事例

(どのような違反事例があったか)

【不適正な管理により流出・漏えいした事例】

事 例 1

ファイル共有ソフト  
を介し流出した事例

事 例 2

無断複製により  
漏えいした事例

【他国等に漏えいした事例】

事 例 1

某国企業社員に  
漏えいした事例

事 例 2

某国大使館付武官に  
漏えいした事例

## ①－１ 秘密保全是万全ですか

### 1 秘密保全の必要性（なぜ秘密保全是必要か）

（１）防衛省・自衛隊における秘密は、基本的には次の３種類（※）です。

#### ア 省 秘

秘密保全に関する訓令で規定するものであり、防衛省の所掌する事務に関する知識及びそれらの知識に係る文書、図画等で秘として指定されたもの

#### イ 防衛秘密

自衛隊法第９６条の２で規定するものであり、自衛隊についての一定の事項であって公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿を要するもの

#### ウ 特別防衛秘密

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法で規定するものであり、米国から供与された装備品等の性能等に関する事項等で公になっていないもの

※ 「職務上知ることのできた秘密」について自衛隊法第５９条第１項では「隊員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない」と規定されており、この「職務上知ることのできた秘密」とは「非公知性」と「秘匿の必要性」の２つの要素を具備する事実を言います。

したがって、上記アからウまでの秘密に該当しないものであっても、この「職務上知ることのできた秘密」に該当する場合があります。このため、「取扱い上の注意を要する文書等」などについても適正な管理が必要です。

（２）秘密保全是、以下の点から、必要不可欠なものです。

#### ア 国の安全又は利益の確保

#### イ 他国との情報共有あるいは信頼関係の維持

なお、漏えい等の違反行為には、懲役等の罰則が課されることとなります。

### 2 典型的な違反事例（どのような違反事例があったか）

（１）秘密文書等の不適正な管理により、情報を流出・漏えいした事例

#### ア 事例１（ファイル共有ソフトを介して流出した事例）

隊員Ａは、秘密情報を含む業務用データを自宅の私有パソコンに保存し取り扱っていました。Ａは、ファイル共有ソフトを使用しており、同パソコンがウイルスに感染したため、業務用データがネットワーク上に流出しました。Ａは懲戒処分（停職）、関係者も懲戒処分（減給）となりました。

#### イ 事例２（無断複製により漏えいした事例）

某事件捜査のため、警察により隊員Ｂの自宅の家宅捜索が行われ、

## ①-1 秘密保全是万全ですか

(再掲)

### 典型的な違反事例 (どのような違反事例があったか)

#### 【不適正な管理により流出・漏えいした事例】

##### 事例 1

ファイル共有ソフト  
を介し流出した事例

##### 事例 2

無断複製により  
漏えいした事例

#### 【他国等に漏えいした事例】

##### 事例 1

某国企業社員に  
漏えいした事例

##### 事例 2

某国大使館付武官に  
漏えいした事例

### 主要な留意事項 (1) (心掛けるポイントは)

#### ● 関係規則等に定められた事項の確実な実施

##### ○ 「need to know」(※)の原則の徹底

※ 情報は知る必要がある者にのみ伝え、知る必要がない者には伝えない

##### ○ 秘密保全に係る重責を自覚させるための「誓約書」 の確実な提出

- 全隊員に対する個別指導、身上把握
- 所定の金庫等への保管
- 管理者等の許可を受けた上での複製・破棄
- 秘密が紛失、漏えい等した場合、直ちに適切な処置を講じ、職務上の上級者に報告等

規則に  
忠実な  
管理が  
大切!



#### ● 管理者等による指導・監督

- 関係規則等についての教育
- 規則に定められた事項の確実な実施についての確認、指導等

## ①－１ 秘密保全是万全ですか

特別防衛秘密を含む業務用データが保存された私有外付けハードディスクが発見されました。

その後、隊員Cによる同データの無断複製、漏えいが判明、Cは日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法違反容疑で逮捕され、有罪判決（懲役2年6か月（執行猶予4年））となりました。（平成23年1月時点で係争中）

### （2）他国等に情報を漏洩した事例

#### ア 事例1（某国企業社員に漏えいした事例）

隊員Dは、某国防衛関連企業の社員（営業）に対して秘密を漏らしました。

このため、Dは、警務隊により、自衛隊法第59条違反容疑で逮捕され、有罪判決（懲役6か月（執行猶予2年））となりました。

#### イ 事例2（某国大使館付武官に漏えいした事例）

隊員Eは、不正複製した秘密文書を在日某国大使館付武官に渡し、秘密を漏らしました。Eは、警察により、自衛隊法第59条違反容疑で逮捕され、有罪判決（懲役10か月の実刑）となりました。

## 3 主要な留意事項（心掛けるポイントは）

### （1）関係規則等に定められた事項の確実な実施

関係規則等に定められた事項の不履行は、秘密の漏えい等に至る原因となりうるものです。

このため、以下のような関係規則等に定められた事項の確実な実施が必要です。

ア 「need to know」（※1）の原則の徹底

イ 秘密保全に係る重責を自覚させるための「誓約書」の確実な提出

ウ 全隊員に対する個別指導、身上把握

エ 所定の金庫等への保管

オ 管理者等の許可を得た上での複製、破棄

カ 秘密が紛失、漏えい等した場合、直ちに適切な処置を講じ、職務上の上級者に報告等

### （2）管理者等による指導・監督

管理者、保全責任者等の監督・指導不十分も秘密漏えい等の原因となりうるものです。

このため、以下のような管理者等による指導・監督が必要です。

ア 関係規則等についての教育

イ 保全責任者補助者及び取扱者等が規則に定められた事項を確実にやっているかについての確認、指導等

# ①-1 秘密保全是万全ですか

## 主要な留意事項(2)

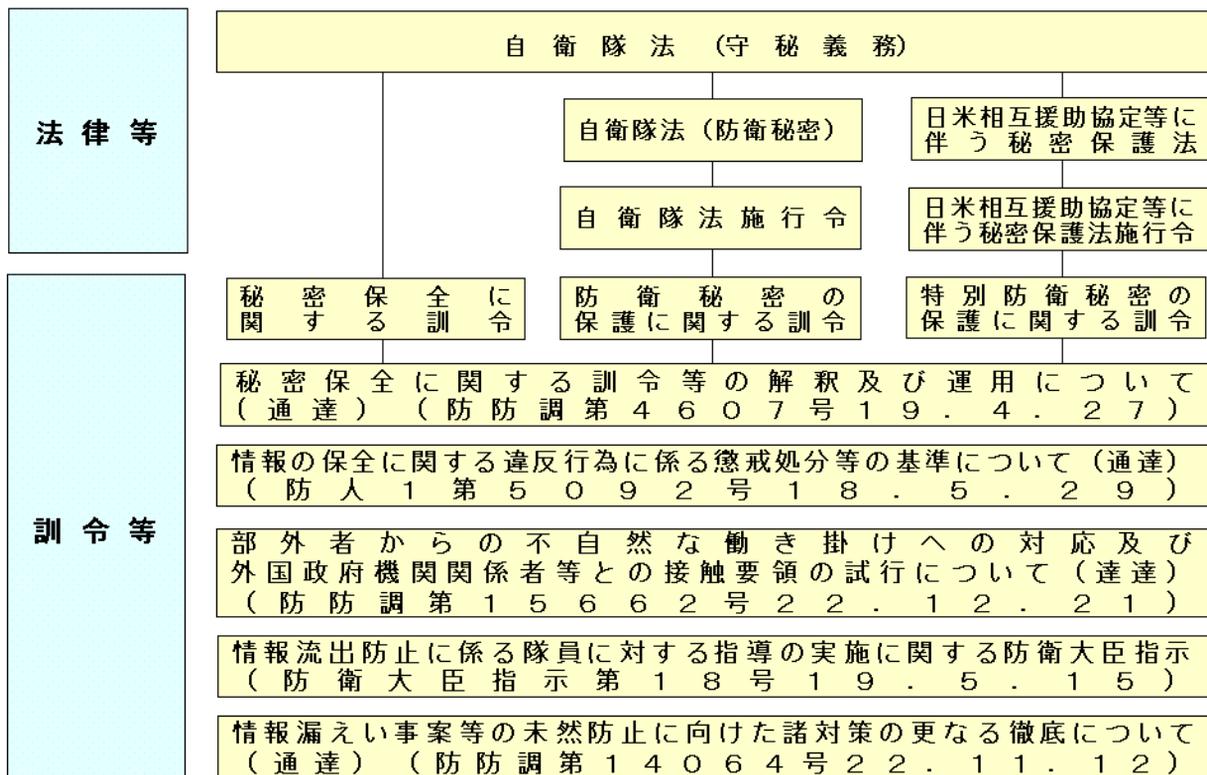
(心掛けるポイントは)

### ● ちょう報活動の脅威の認識

- 部外者によるちょう報活動が実際に行われているとの意識を持つ
- 部外者からの不自然な働き掛けに注意（利益提供、供応接待、便宜供与、情報や文書等の提供依頼等）
- 不自然な働き掛け等を受けた場合は、速やかに保全責任者等へ報告
- 米国を除く外国政府機関の関係者等と接触する場合は保全責任者等の事前了解を得るとともに、接触した場合は同責任者等へ事後報告等

## 代表的な規則等

(根拠を確認しましたか)



## ①－１ 秘密保全是万全ですか

### (3) ちょう報活動の脅威の認識（試行）（※2）

外国人を含む部外者によるちょう報活動も秘密の漏洩等に至る原因となりうるものです。

このため、以下のような認識や措置が必要です。

ア 部外者によるちょう報活動が実際に行われているとの意識を持つ

イ 部外者から利益の提供を受ける、あるいは、職務に係る情報の提供を求められるなどの不自然な働き掛けに注意（利益提供、供応接待、便宜供与、情報や文書等の提供依頼等）

ウ 不自然な働き掛け等を受けた場合は、速やかに保全責任者等へ報告

エ 米国を除く外国政府機関の関係者等（※3）と接触する場合は保全責任者等の事前了解を得るとともに、接触した場合は同責任者等へ事後報告等

※1 情報は知る必要がある者にのみ伝え、知る必要がない者には伝えないという原則

※2 平成23年1月1日から同年12月31日までの間試行される「部外者からの不自然な働き掛けへの対応及び外国政府機関関係者等との接触要領の試行について（通達）」（防防調第15662号22. 12. 21）に基づくもの

※3 詳しくは上記通達を参照

### 4 代表的な規則等（根拠を確認しましたか）

代表的な規則等は、左ページ（P26下）のとおりです。